

10連休の ATMのご利用と システム移行に関する ご案内



備後信用組合

《びんしん》は、 2019年5月7日(火)から 新オンラインシステムによる サービスをスタートします。

システム変更に伴うお客さまへのお願い

- (1) 2019年4月26日(金)までに窓口又はATMで普通預金、貯蓄預金、納税準備預金の通帳の記帳をお願いします。なお、記帳されなかった場合は通帳へ記入することが出来なくなります。未記帳取引記録は、別途取引明細でご確認をお願いします。
- (2) 2019年5月7日(火)以降に普通預金の通帳を繰越させていただきますので、当組合の最寄りの窓口にご持参ください。
普通預金のキャッシュカードおよびローンカードはそのままご利用いただけます。

10連休のATM休止のご案内 4月27日(土)～5月6日(月)



新オンラインシステムへの移行に伴う 全サービス停止について

「2019年5月2日(木)午後3時00分」から
「2019年5月7日(火)午前8時00分」まで
全てのサービスのご利用を停止させていただきます。

停止となる お取引	《びんしん》ATMのご利用 他金融機関・提携ATMでのご利用
	その他の全てのサービス

システム移行前に一時停止となるサービス、お手続きについて

でんさいネットの新規お申込み、解約、変更	2019年4月8日(月)～2019年5月6日(月)
窓口でのカードの新規お申込み	2019年4月22日(月)～2019年5月6日(月)
ローンカードによるATMお支払・ご返済	2019年4月27日(土)～2019年5月6日(月)

※システム移行によりサービス、お手続きを一部制限させていただくことや、現在ご利用中のサービス、商品の内容を一部変更させていただく場合もございます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたします。
お預け入れ、お引き出し、お振り込みなどはお早めにご準備ください。

新しい通帳へのお切替に関するご案内

新しい通帳のご案内



※貯蓄預金通帳および納税準備預金通帳は普通預金通帳と同じデザインです。

**新オンラインシステム移行に伴い、2019年5月7日(火)以降
全ての通帳を窓口でお切替いたします。**

**お切替前の総合口座通帳、普通預金通帳を
ATMでお取引いただくことができません。**

通帳に記帳されていないお取引があるお客さまへ

2019年5月2日(木)時点において、総合口座を含む普通預金、貯蓄預金、納税準備預金で通帳に記帳されていない取引は、入金と出金をそれぞれまとめて新通帳に「NB〇〇件 △△△円」と合計件数、合計金額を記帳させていただきます。(NBとはNo Bookの頭文字で、通帳に記帳されていない取引を合計記帳させていただきましたことを意味します。)

合計記帳となりましたお取引は、2019年5月3日(金)以降に現在お使いの通帳に記帳することができませんので、窓口では2019年4月26日(金)までに、ATMでは2019年5月2日(木)までに記帳をお済ませください。

なお、合計記帳となり通帳に記帳されないお取引の明細が必要な場合は、最寄りの窓口までお申出ください。

通帳表紙へのお名前の記載について

お名前の漢字が21文字以上の場合や、特別な漢字(外字)が含まれる場合は、通帳のお名前表記が手書き対応となる場合がございます。

貯蓄預金キャッシュカードの新カードへのお切替について

	2019年5月7日(火)以降
普通預金・総合口座 ローンカード	現在ご利用中の普通預金キャッシュカード、ローンカードを2019年5月7日(火)以降もご利用いただけます。
貯蓄預金	貯蓄預金の口座番号を変更させていただきます。 新しい貯蓄預金キャッシュカードを2019年4月下旬に郵送いたしますので、 2019年5月7日(火)以降、新しい貯蓄預金キャッシュカードをお使いください。 2019年5月2日(木)をもちまして、現在ご利用中の貯蓄預金キャッシュカードはご利用いただけなくなります。

新しい通帳の全国の信用組合ATMでの相互記帳について

2019年5月7日(火)以降に窓口で切り替えられた後の新しい総合口座通帳・普通預金通帳は、相互記帳の取扱が可能な全国の信用組合のATMで記帳を行うことができます。

(一部の信用組合のATMでは、相互記帳の取扱ができません。ご利用になるATMを管理する信用組合に相互記帳の取扱の可否をご確認ください。)

変更とならない主な商品・サービス

- (1) 普通預金(総合口座を含む)、当座預金、通知預金、定期預金(証書式)、定期積金の口座番号
- (2) キャッシュカード、ローンカードの暗証番号
- (3) 普通預金のキャッシュカード(貯蓄預金のキャッシュカードは切替が必要となります。)
- (4) 預金、融資の利率や満期日など
※取扱を変更させていただく商品は、次ページ以降でご案内いたします。
- (5) 未使用の手形、小切手
- (6) でんさいネットの利用者番号、記録番号、利用手数料など
- (7) 貸金庫、夜間金庫のご利用方法

残高証明書の発行に関する変更点

「残高証明書継続発行」をお申込みされているお客さまに郵送しております残高証明書は、システム移行後、月末を基準日としてお申込みをされているお客さまを対象とさせていただきます。口座単位または月中を基準日とする残高証明書をご希望の場合は、都度の申込みが必要となりますので、お取引店の窓口までお申出ください。

ATM 取扱の変更について

ATMでの「キャッシュカードの1日あたり限度額変更」の取扱中止

2019年5月7日(火)以降、ATM取引は「ご入金」「ご出金」「お振込」「残高照会」「暗証番号変更」とさせていただきます。

	2019年5月7日(火)以降
ATMでの 限度額変更	ATMでの「キャッシュカードの1日あたり限度額変更」はお取り扱いできません。 「キャッシュカードの1日あたり限度額変更」をご希望の際は、「お届印」「本人確認書類」をお持ちのうえ、お取引店の窓口までお申出ください。 (お取引店以外の店舗では受付できません。)

キャッシュカードの1日あたりのお支払限度額・お振込限度額の変更

2019年5月7日(火)から、下表のとおり変更させていただきます。

対 象	お取引の内容	2019年5月2日(木)まで	2019年5月7日(火)以降
個人のお客さま (個人事業主様を含む)	①ATMでの「ご出金」 ②ATMでの「お振込」 ③デビットカードのご利用	左記①②③ 合計200万円	左記①②③ 各々200万円 (①②③を合算しません。)
法人のお客さま	④ATMでの「ご出金」 ⑤ATMでの「お振込」	左記④⑤ 合計200万円	左記④⑤ 各々200万円 (④⑤を合算しません。)

他金融機関のATMでの「お振込」の「1日あたりご利用限度額」

個人のお客さまの他金融機関のATMでの「お振込」の「1日あたりご利用限度額」は、上表②『ATMでの「お振込」』ではなく、上表①『ATMでの「ご出金」』と合算されたものとなります。

(法人のお客さまは、他金融機関のATMをご利用いただけません。)

通帳によるATM出金の手続きをされたお客さまの「1日あたりご利用限度額」

『通帳によるATMでの「ご出金」』と『キャッシュカードによるATMでの「ご出金」』は合算させていただきます。

限度額を変更されたお客さまの「1日あたりご利用限度額」

2019年5月2日(木)までにキャッシュカード「1日あたりご利用限度額」をATMまたは窓口で変更されたお客さまについては、変更後も引き続き変更された「1日あたりご利用限度額」の範囲内でご利用いただけます。

「メイプルネット加盟組合」のATM取引に関する変更

対 象	お取引の内容	2019年5月2日(木)まで	2019年5月7日(火)以降
個人・法人の お客様	ATMによる 振込手数料	メイプルネット 加盟組合間は無料	所定の手数料がかかります
法人のお客さま	ATMによる 出金取引	メイプルネット加盟組合で ご利用いただけます。	当組合ATMのみでの ご利用となります

メイプルネット加盟組合は当組合のほか、広島県信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀です。

ATMでの通帳支払の取引について

2019年5月7日(火)以降は、ATMでの通帳支払取引は当組合ATMのみのお取引となります。
(メイプルネット加盟組合でのお取引はできません。)

ご高齢の方のATMによるお振込制限

多発するご高齢の方の振り込め詐欺被害を未然に防止することを目的として、取引時年齢が70歳以上の個人の方で、過去1年間にATMで振込取引を利用されていないお客さまは、ATMで振込不可とさせていただきます。ただし、2019年5月7日(火)以降、1日あたり1千円までATMで振込取引を可能とさせていただきます。

流動性ご預金の変更点について

(普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金・当座預金)

通帳の印字例

お客さま担当(渉外担当者)がお預かりし、翌営業日にご入金しましたお取引については、**前営業日扱い**となり「**×**」と表示されます。

前営業日扱の対象となるお取引

「普通預金」「当座預金」「貯蓄預金」「納税準備預金」「通知預金」「定期預金」「定期積金」の新規ご契約、ご入金、お振替

お取引明細				
年	月	日	摘要	お支払金額
01	11	26	ご新規001	
01	11	22	×	
01	11	26		

利息決算日の変更について

	2019年5月2日(木)まで	2019年5月7日(火)以降
当座預金	3、6、9、12月の第3日曜日	3、6、9、12月の第2日曜日

通帳に記載されていない(未記帳) お取引について

現在、毎年2月と8月の第3日曜日に未記帳取引が100件を超えたお客さまについて、入金取引・出金取引ごとに各々1明細に集約させていただいておりますが、2019年5月7日(火)以降、下表のとおり変更させていただきます。

対象の口座

普通預金、納税準備預金、貯蓄預金

おまとめする条件
(合計記帳の条件)

「毎月17日(集約基準日)」に未記帳お取引60件を超えたお客さまで、「翌月12日(集約日)」に未記帳お取引が60件以下とならない場合、入金取引・出金取引ごとに各々1明細に集約して合計記帳させていただきます。(ご通帳への印字例は次の赤枠のとおり)

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引金額
01-06-11	入金		300,000	300,000
D01-05-17	入金 50 ケン	シユヅ 6-12	500,000	800,000
D01-05-17	出金 30 ケン	250,000	シユヅ 6-12	550,000
01-06-12	入金		200,000	750,000

「年月日」欄の日付(D01-05-17)は「毎月17日(集約基準日)」で先頭にアルファベット Dが印字されます。

「お支払金額」欄および「お預り金額」欄の日付(6-12)は「翌月12日(集約日)」が印字されます。

1口座あたりの1日の最大お取引件数について【2019年5月7日(火)以降】

対象の口座	普通預金、納税準備預金、貯蓄預金
1口座あたりの1日の最大お取引件数	999件 〔1口座あたりの1日のお取引件数が999件を超えた場合、「振込」「税金」各種料金の払込サービス等、全てのお取引ができなくなります。万が一、999件を超えた場合、お取引店よりご案内いたします。〕

定期性ご預金の変更点について

(定期預金・定期積金・財形預金)

定期預金

- (1) 証書式の定期預金の口座番号は変更ございませんので、現在お使いの証書をそのままご利用ください。書替継続時に、新証書に切り替えさせていただきます。
- (2) 通帳式の定期預金の口座番号については、現在、記載されている各通帳番号に付随する預入番号として、新通帳への切替を行った際、改めて採番されます。なお、各口座ごとの金額残高、利率、満期日等の条件は変更となりません。

定期積金

- (1) 定期積金の口座番号は変更ございませんが、現在の通帳から2019年5月7日(火)以降の新規及び繰越発行の場合は全て証書となります。
- (2) 今後は総合口座の担保として新規で定期積金の口座開設はできません。現在総合口座の担保として定期積金をご活用のお客さまにおかれましては満期までのお取扱いとなります。ただし、現在の総合口座通帳および総合口座の定期積金については、通帳切替が必要となりますので、窓口にお越しください。

財形預金

- (1) 財形預金(一般財形、財形住宅、財形年金)の受け入れ方式は、2019年5月7日(火)以降「積立定期預金」による受け入れ方式に変更させていただきます。

ご融資の変更点について

共通

証書貸付の返済予定表

現 在	2019年5月7日(火)以降
証書貸付をご利用時に返済予定表(3年分)、以後3年毎に返済予定表(3年分)を郵送しています。(ただし、金利が変更する商品は変更前までとなります。)	証書貸付をご利用のお客さまには2019年5月7日(火)以降の新規ご利用または契約により返済条件の変更があった場合等に返済予定表を郵送いたします。(最大28か月分、以後28か月毎に郵送します。ただし、変動金利型等の金利が変更する商品は、変更前までとなる場合があります。)

カードローン

毎月返済方式カードローンの約定返済日

現 在	2019年5月7日(火)以降
約定返済日(毎月27日)が当組合の休業日と重なった場合、翌営業日にご返済いただいております。	約定返済日(毎月27日)が当組合の休業日と重なった場合であっても、約定返済日(毎月27日)にご返済いただくことになります。

当座貸越

当座預金「当座貸越」の決算日

現 在	2019年5月7日(火)以降
3、6、9、12月の3日曜日	3、6、9、12月の第2日曜日

不明点は窓口または渉外担当係までお尋ねください。

新システム移行に伴う お手続きに関する

Q&A

Q1 普通預金通帳や口座番号はどうなるのでしょうか？

A1 普通預金および総合口座の口座番号の変更はございませんので、現在お持ちのキャッシュカードをそのままお使いいただけます。

ただし、現在お持ちの普通預金通帳および総合口座通帳は、新システム移行後、新しい通帳に切り替えていただく必要がありますので、2019年5月7日(火)以降にご利用中の通帳を最寄りの窓口までご持参ください。

なお、2019年5月2日(木)までの取引は、2019年5月3日(金)以降に現在お使いの通帳に記帳することができませんので、窓口では2019年4月26日(金)までに、ATMでは2019年5月2日(木)までに記帳をお済ませください。

Q2 当座預金の口座番号はどうなるのでしょうか？

A2 当座預金の口座番号の変更はございません。現在お持ちの手形・小切手をそのままご使用いただけます。

なお、当座預金の決算日は次のとおり変更させていただきます。

	2019年5月2日(木)まで	2019年5月7日(火)以降
当座預金	3、6、9、12月の第3日曜日	3、6、9、12月の第2日曜日

Q3 納税準備預金の口座番号はどうなるのでしょうか？

A3 納税準備預金の口座番号が変更となりますので、現在お持ちの納税準備預金通帳は、新システム移行後、新しい通帳に切り替えていただく必要があります。2019年5月7日(火)以降にご利用中の通帳を最寄りの窓口までご持参ください。

なお、現在、登録されている税金の自動振替については、新しい口座番号に読み替えますので、特別な手続きは必要ありません。

Q4 貯蓄預金の口座番号はどうなるのでしょうか？

A4 貯蓄預金の口座番号が変更となりますので、現在お持ちのキャッシュカードと通帳は、新システム移行後、それぞれ新しいキャッシュカードと新しい通帳に切り替えていただく必要があります。

預金の種類	媒体の種類	変更の有無	2019年5月7日(火)以降
貯蓄預金	個人、個人事業主 キャッシュカード	変更が あります	貯蓄預金の新しいキャッシュカードは、2019年4月下旬に貯蓄預金をお持ちのお客さまに郵送いたしますので、2019年5月7日(火)以降、ご利用ください。 現在お持ちの貯蓄預金のキャッシュカードは、2019年5月7日(火)以降、ご利用いただけなくなりますので、当組合窓口にお返しいただくか、お客さまにてカードにハサミを入れて廃棄してください。
	通帳	変更が あります	現在お持ちの貯蓄預金の通帳は、新システム移行後、新しい通帳に切り替えていただく必要がありますので、2019年5月7日(火)以降にご利用中の通帳を最寄りの窓口までご持参ください。

Q5 定期預金の口座番号はどうなるのでしょうか？

A5 証書式の定期預金の口座番号の変更はございませんので、解約いただくまで現在の証書を保管してください。なお、通帳式の定期預金の口座番号については、現在、記載されている各通帳番号に付随する預入番号として、新通帳への切替を行った際、改めて採番されます。なお、各口座ごとの金額残高、利率、満期日等の条件は変更となりません。

解約手続きについて、通帳の場合、解約時に新しい通帳に切り替えて解約手続きを行います。証書の場合、ご利用中の証書のまま解約手続きを行います。自動継続の場合、新しい通帳または証書に切替を行います。

2019年5月7日(火)以降のご継続後、ご利用中の通帳または証書を最寄りの窓口までご持参ください。

Q6 定期積金の口座番号はどうなるのでしょうか？

A6 定期積金の口座番号の変更はございませんので、解約いただくまで現在の通帳をご利用ください。ただし、2019年5月7日(火)以降の新規・再発行・繰越時は、現在の通帳式から証書式に変更させていただきます。

また、2019年5月7日(火)以降、総合口座の担保として新規での定期積金の口座開設はできません。現在総合口座の担保として定期積金ご利用のお客様におかれましては、満期までのお取扱いとなります。

(ただし2019年5月7日(火)以降、総合口座通帳は切替が必要となります。)

Q7 積立定期預金の口座番号はどうなるのでしょうか？

A7 積立定期預金の口座番号の変更はございませんので、解約いただくまで現在の通帳を保管してください。

Q8 通知預金の口座番号はどうなるのでしょうか？

A8 通知預金の口座番号の変更はございませんので、解約いただくまで現在の証書を保管してください。

- Q9** キャッシュカードやローンカードはどうなるのでしょうか？(個人および個人事業主のお客さま)
A9 キャッシュカードおよびローンカードはそのままご利用いただけますが、通帳は切替が必要となります。

預金の種類	媒体の種類	変更の有無	2019年5月7日(火)以降
普通預金 (総合口座、 カードローン を含む)	個人、個人事業主 キャッシュカード	変更 ありません	キャッシュカードおよびローンカードをそのままお使いいただけます。
	通帳	変更が あります	普通預金通帳および総合口座通帳は、新システム移行後、新しい通帳に切り替えていただく必要がありますので、2019年5月7日(火)以降にご利用中の通帳を最寄りの窓口までご持参ください。
貯蓄預金	個人、個人事業主 キャッシュカード	変更が あります	貯蓄預金の口座番号が変更となりますので、新しいキャッシュカードは2019年4月下旬に貯蓄預金をお持ちのお客さまに郵送いたしますので、2019年5月7日(火)以降、ご利用ください。 現在お使いの貯蓄預金のキャッシュカードは、2019年5月7日(火)以降、ご利用いただけなくなりますので、当組合窓口にお返しいただくか、お客さまにてカードにハサミを入れて廃棄してください。
	通帳	変更が あります	現在お使いの貯蓄預金の通帳は、新システム移行後、新しい通帳に切り替えていただく必要がありますので、2019年5月7日(火)以降にご利用中の通帳を最寄りの窓口までご持参ください。

Q10 法人のキャッシュカードやローンカードはどうなるのでしょうか？(法人のお客さま)

- A10** 法人のキャッシュカード、事業者カードローンのローンカードはそのままご利用いただけますが、2019年5月7日(火)以降、**当組合のATMのみ**のご利用とさせていただきます。
 なお、通帳は切替が必要となりますので、2019年5月7日(火)以降、ご利用中の通帳を最寄りの窓口までご持参ください。

預金の種類	媒体の種類	変更の有無	2019年5月7日(火)以降
普通預金 (カードローン を含む)	法人 キャッシュカード、 ローンカード	変更 ありません	キャッシュカードおよびローンカードをそのままお使いいただけます。
	通帳	変更が あります	普通預金通帳は、新システム移行後、新しい通帳に切り替えていただく必要がありますので、2019年5月7日(火)以降にご利用中の通帳を最寄りの窓口までご持参ください。

法人のキャッシュカード、ローンカードは、当組合のATMのみのご利用とさせていただきます。

カードの種類	変更の有無	2019年5月2日(木)まで	2019年5月7日(火)以降
法人キャッシュ カード	変更が あります	法人のお客様のキャッシュカードはメイプルネットサービス加盟の信用組合のATMでご利用いただけます。	当組合のATMのみ、ご利用いただけます。 (他金融機関の提携ATMではご利用いただけません。)
法人 ローンカード	変更 ありません	当組合のATMのみ、ご利用いただけます。(他金融機関の提携ATMではご利用いただけません。)	

Q11 ATMで普通預金のキャッシュカードでの振込ができません。なぜですか？

- A11** ATMで「残高照会」を行った後、「振込」をお取引ください。
 新システム移行後、当組合のATMで「入金、出金、残高照会」のいずれかをお取引いただくことで自動的に普通預金のキャッシュカードの磁気情報を新システムの仕様に更新させていただきます。
 上記理由により、2019年5月7日(火)以降、当組合のATMでの最初の取引が「振込」の場合、普通預金のキャッシュカードの磁気情報の更新ができず、エラーとなります。

預金の種類	ATM	2019年5月7日(火)以降の 初回のATMお取引	ご利用方法
普通預金 (総合口座、 カードローン を含む)	当組合ATM	入金、出金、残高照会	ご利用いただけます。
		振込	2019年5月7日(火)以降の初回のATMお取引が「振込」の場合、エラーとなりますので、「残高照会」を行った後、「振込」のお取引を行ってください。
	他金融機関の 提携ATM	入金、出金、 残高照会、振込	ご利用いただけます。
貯蓄預金	当組合ATM	入金、出金、 残高照会、振込	ご利用いただけます。
	他金融機関の 提携ATM		

Q12 長期間(20年以上)使っていないキャッシュカードはどうなりますか?

A12 平成3年以前に発行されたキャッシュカードで、平成3年以降に当組合のATMでお取引のないキャッシュカードは、2019年5月7日(火)以降、ご利用いただけなくなります。

長期間、使用されていないキャッシュカードは2019年4月26日(金)までに当組合のATMで「入金、出金、残高照会、振込」のいずれかの取引を行ってください。

キャッシュカードがご利用いただけなくなり、2019年5月7日(火)以降、ご利用を希望の場合、再発行しますので、キャッシュカードを最寄りの窓口までご持参ください。

Q13 いままで融資を受けている借入金はどうなりますか?

A13 引き続き従来の条件でお取引いただくことになります。個人ローン、カードローン、住宅金融支援機構等のご利用の場合も同様です。

ただし、約定返済型カードローンについては、返済日(毎月27日)が休日の場合、翌営業日にご返済いただいておりますが、2019年5月7日(火)以降、休日にご返済いただくことになります。

約定返済型カードローンを除く融資の返済日が休日の場合、いままでどおり翌営業日のご返済となります。

	変更の有無	2019年5月2日(木)まで	2019年5月7日(火)以降
約定返済型 カードローンの 返済日	変更が あります	約定返済日(毎月27日)が 休日と重なった場合、翌営 業日にご返済いただい ております。	約定返済日(毎月27日)が休日 と重なった場合であっても約 定返済日(毎月27日)にご返済 いただくことになります。
約定返済型 カードローンを除く 融資の返済日	変更 ありません	約定返済日が休日と重なった場合、翌営業日にご返済いた だいております。	

主な約定返済型カードローン

個人のお客さま	カードローン、ぽけっとカードローン
法人、事業者のお客さま	事業者カードローン

Q14 公共料金やクレジットカードなどの自動支払(口座振替)はどのようにになりますか?

A14 いままでどおりご利用いただけます。自動支払(口座振替)日が休日の場合、翌営業日の自動支払となります。

なお、通帳の印字名が変更となる場合がございますので、不明な点がございました場合は窓口または渉外担当係までお問い合わせください。

Q15 10連休の間の自動支払(口座振替)について

A15 公共料金やクレジットカードなどの自動支払(口座振替)日が、2019年4月27日(土)から2019年5月6日(月)の10連休の期間中の場合、上記「A14」と同様、翌営業日の2019年5月7日(火)に口座から自動支払となります。

なお、2019年5月2日(木)午後3時00分から2019年5月7日(火)午前8時00分は全システムを休止させていただくため、ATMでは2019年5月2日(木)午後3時00分までに口座への入金をお済ませください。

Q16 年金や給与の受取り預金口座を利用しているのですが、何か手続きが必要でしょうか?

A16 お手続きをしていただく必要はありません。

Q17 お客さまが当組合の伝票をお持ちの場合

A17 新システム移行に伴い、各種伝票の書式を変更させていただきますので、お取引日が2019年5月7日(火)以降となる場合、受付できません。新しい各種伝票等が必要な場合については、2019年5月7日(火)以降、窓口でお申出ください。

(例) 払戻請求書、入金伝票、当座預金入金帳、総合振込依頼書、その他の入金伝票・払戻請求書等

Q18 改元に伴う旧元号表示について

A18 2019年5月1日(水)に改元が予定されていることから、以下のとおりご案内いたします。

なお、現在の元号「平成」を「改元前の元号」、2019年5月1日(水)以降の元号を「改元後の元号」と記載します。

(1) 手形・小切手について

振出日が2019年4月30日(火)より前で「改元前」の旧元号を記入、支払期日が「改元前」の元号で記入されたものは、2019年5月1日(水)以降「改元後の元号」に読み替えて取扱います。

振出日	支払期日	お取扱の可否
2019年4月30日(火)より前に「改元前」の元号を記入 ○	2019年5月1日(水)以降に「改元前」の元号を記入 ○	お取扱可能です。
2019年4月30日(火)より前に「改元前」の元号を記入 ○	2019年5月1日(水)以降に「改元後の元号」を記入 ○	お取扱可能です。
2019年5月1日(水)以降に「改元前」の元号を記入 △	2019年5月1日(水)以降に「改元後の元号」を記入 ○	振出日が「改元前」の元号のため訂正が必要です。 振出日を「改元後の元号」に訂正いただくことでお取扱可能となります。(振出人、引受人等の押印が必要です。)
2019年5月1日(水)以降に「改元後の元号」を記入 ○	2019年5月1日(水)以降に「改元後の元号」を記入 ○	お取扱可能です。
2019年5月1日(水)以降に「改元後の元号」を記入 ○	2019年5月1日(水)以降に「改元前」の元号を記入 △	支払期日が「改元前」の元号のため訂正が必要です。 支払期日を「改元後の元号」に訂正いただくことでお取扱可能となります。(振出人、引受人等の押印が必要です。)
2019年5月1日(水)以降に「改元前」の元号を記入 △	2019年5月1日(水)以降に「改元前」の元号を記入 △	振出日と支払期日が「改元前」の元号のため訂正が必要です。 振出日と支払期日を「改元後の元号」に訂正いただくことでお取扱可能となります。(振出人、引受人等の押印が必要です。)

(2) 本人確認書類について

お取引時にご提示いただく本人確認書類が、「改元前の元号」で発行されたもの、もしくは「改元前の元号」が有効期限のものである場合、「改元後の元号」に読み替えて有効なもの、もしくは有効期限内のものとして取扱います。

(3) 定期性預金の満期日について

2019年4月30日(火)以前にお預入いただいた定期性預金の満期日は「改元前の元号」を証書または通帳に記入していますが、2019年5月1日(水)以降、「改元後の元号」に読み替えて取扱います。

(4) 融資の期限について

2019年4月30日(火)以前にご契約いただいた融資(カードローンを含む)の期日は「改元前の元号」を契約書類一式に記入いただいておりますが、2019年5月1日(水)以降、「改元後の元号」に読み替えて取扱います。

(5) 伝票、申込書等について

2019年5月1日(水)以降を取引日とする伝票、申込書等について、「改元前の元号」を記入された場合、お取り扱いできませんので、再度、「改元後の元号」を記入いただいた伝票、申込書等を作成いただきます。

上記以外にもご質問・ご相談がございましたら営業店窓口にお気軽にお問い合わせください。



カード等の紛失・盗難のお届け

キャッシュカード、通帳、届出印鑑を盗難にあった場合、紛失した場合の連絡先の電話番号は、下記の通り変更ありません。

なお、2019年5月7日(火)以降、平日早朝夜間・休日の受付センターの名称を変更させていただきます。

2019年5月6日(月)まで「キャッシュカード紛失共同受付センター」

2019年5月7日(火)以降「信組ATMセンター」

曜日	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	午前8時45分～午後5時45分	お取引店	お取引店電話番号
	午後5時45分～翌日午前8時45分	キャッシュカード紛失共同受付センター (2019年5月7日(火)以降は 「信組ATMセンター」)	フリーダイヤル 0120-071-488
休日	午前0時00分～午後12時00分		

新オンラインシステム移行に関して、ご不明な点等ございましたらお取引店窓口または下記電話番号までご連絡ください。(平日 午前9時00分～午後5時00分)

本店営業部	福山市野上町3丁目2番3号	TEL 084-922-6555
神辺支店	福山市神辺町大字川北712-4	TEL 084-962-2211
横尾支店	福山市御幸町大字中津原乗越1410-4	TEL 084-955-1034
新市支店	福山市新市町大字新市620-2	TEL 0847-52-3260
宮内支店	福山市新市町大字宮内333-1	TEL 0847-52-3262
駅家支店	福山市駅家町大字江良105	TEL 084-976-0327
千年支店	福山市沼隈町大字草深1825-1	TEL 084-987-1355
福山南支店	福山市住吉町7-21	TEL 084-923-6270
千年支店		
内海出張所	福山市内海町字家廻り甲1085-4	TEL 084-986-2072
尾道支店	尾道市東尾道2-8	TEL 0848-37-5235
木之庄支店	福山市木之庄町1丁目16番26-101号	TEL 084-924-5016
加茂支店	福山市加茂町字中野字内堤242-8	TEL 084-972-6525
芦田支店	福山市芦田町大字下有地1066-9	TEL 084-958-4801
本部(業務部)	福山市野上町3丁目2番3号	TEL 084-922-6556

「新オンラインシステムへの移行」に関する最新情報は、ホームページに掲載します。

<http://www.binshin.co.jp>



『振り込め詐欺』
にご注意ください。

システムの移行に伴って、職員からキャッシュカードの暗証番号をお尋ねしたり、キャッシュカードをお預かりすることはございません。